

熊本地震に伴う災証明書の発行について

住家のり災証明については、1次調査の結果を伝え、2次調査を希望している人には、2次調査を実施しています。

以前は2次調査の結果をもって被害認定していました。しかし、国から判定結果の取り扱いが示され、市町村ごとにどちらを優先するかを決定してよいことになりました。

そこで大津町ではより住民の皆さんにとって有利な「1次調査と2次調査の結果で被害程度が大きい結果を採用すること」に変更になりました。

2次調査の受け付けを随時行っておりますので、必要な人は申し込みをお願いいたします。

- 受付場所 町交流施設(オークスプラザ)
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 申請時に必要なもの

- ①本人確認書類(免許証、保険証、マイナンバーカードなど)
- ②対象となるり災証明書(原本)
- ③印かん(認印可)

●問い合わせ 役場災害対策本部 ☎096(293)3111



人形劇で子どもに笑顔を 滋賀県大津市から劇団



1まるで生きているような人形の動きと軽快なおしゃべりに子どもたちも夢中。笑い声がホールに響きます2普段は入ることができない舞台の裏側に入り人形たちと触れ合う園児たち

人形劇が6月13日に、大津幼稚園のホールで行われました。これは、滋賀県の人形劇団が被災した子どもたちの傷ついた心を人形劇で癒したいと無償で行ったものです。

当日は、大津幼稚園と陣内幼稚園の園児、約230人が会場に集まり、劇が始まると大きな笑い声に包まれました。

劇が終わると園児たちは舞台裏を通り、普段は見ることのできないセット裏で人形や小道具の一部に触れる機会もあり、興奮しながら会場を後にしました。参加した子どもは「たくさん笑った。お父さん、お母さんにもお話してあげる」と満面の笑みでした。劇を終えた出演者は「子どもにとって地震は怖いだけで対処法もわからない、笑って発散する場を作ることが一番。子どもを笑顔にすることが復興の第一歩です」と力強く語ってくれました。



KOHO OZU CONTENTS

広報おおづ目次

- 3 熊本地震支援お知らせ(7月1日版)
- 5 役場連絡先一覧(6月20日現在)
- 6 あなたの魅力、ほりだしてみませんか?
- 10 American Post / 「がんばれ! 熊本・大津町応援セット」第一弾
- 11 国民年金 平成28年度分保険料 免除申請の受付開始
- 12 日本と台湾をつなぐ! 新しい絆! 美咲野小×光榮国民小 姉妹校締結式
- 13 輝く人権
- まちの話題
- 14 からいもの苗の植付け大会/(公財)くまもと地下水財団: 地下水涵養推進事業/第87回都市対抗野球大会九州予選 など
- インフォメーション
- 16 風しんの予防接種の費用助成/障害のある人を対象とした職業訓練生の募集 など
- くらしの伝言板
- 18 参議院議員通常選挙/8月が高齢受給者証の切り替え時期です/大津町若年就職無料相談会/町内小中学校の授業日 など
- 20 道の駅大津/フォルツァ!! ロアッソ熊本/安全安心おおづまち
- 21 あつまれ! 大津っ子/愛のこんだて
- 22 出生/おくやみ/休日当番医・薬局/まちの相談/カレンダー/人口
- 24 クローズアップ大津人

オオキンケイギクの駆除にご協力をお願いします



「オオキンケイギク」は5月から7月にかけて鮮やかな黄色の花をつける花で、「特定外来生物」に指定されています。「特定外来生物」とは外来生物法(※)により、生態系に被害を及ぼすものとして指定された生物です。飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つことなどを原則禁止しており、違反すると罰則があります。この花は非常に強靱で一度定着してしまうと、在来の野草を駆逐し、辺りの景観を一変させてしまう性質を持っています。

●庭に生えているのを見かけたら 駆除を行いましょう。この花は生きたまま移動させる、保管するなどの行為が禁止されています。処理する際には、根から引き抜いたものを2~3日天日にさらして枯死させ、処分してください。場所によっては除草剤による駆除も効果的です。拡げないようにするためには、種子をつける前に駆除する事が望まれます。

※正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」。

下のアドレスからオオキンケイギクに似ている植物の写真などを見ることが出来ます。
http://kyushu.env.go.jp/wildlife/mat/m_2_3.html

被災者生活再建支援制度

地震により住宅が全壊・大規模半壊の被害を受けた人に生活再建の支援金を支給します。

●対象となる人

- ①居住する住宅のり災証明区分が、全壊または大規模半壊の人。
- ②居住する住宅のり災証明区分が大規模半壊、または半壊でやむを得ない理由で住宅を解体し、「解体世帯」となった人。

●支援金の支給額 支援金の支給額は次の2つの支援金の合計です。

- ①住宅のり災区分に応じて支給する支援金(基礎支援金)
- ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

●必要書類(左図参照)

●必要書類一覧(り災区分によって変わります)

		解体			大規模半壊
		全壊	半壊解体	敷地被害解体	
基礎支援金	①り災証明書	○	○	○	○
	②解体証明書(税務課発行)		○	○	
	減失登記簿謄本		○	○	
	敷地被害証明書*			○	
加算支援金	③預金通帳の写し	○	○	○	○
	④契約書などの写し	○	○	○	○

※敷地被害を証明する書類(敷地の修復工事の契約書など)

熊本県公費援助金

※アパートなど自己が所有していない住宅に被害を受けた場合や、1つの住宅に複数の世帯が居住している場合も、そこに住んでいた住民票の世帯ごとに申請できます。

●申請期限

- ①基礎支援金 平成29年5月13日(土)
- ②加算支援金 平成31年5月13日(月)

●問い合わせ

役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

このたびの一連の地震による被害に関し、日本赤十字社、共同募金会および熊本県において募集された義援金を被災者へ配分します。

●配分対象被害および対象被害者の人的被害

死亡者、行方不明者および重傷者 死亡者、行方不明者および重傷者

●配分額

人的被害(1人あたりの配分額)
死亡者 800,000円
行方不明者 800,000円
重傷者 80,000円
住家被害(1世帯あたりの配分額)
全壊 800,000円
半壊 400,000円

●問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510